

# 領 収 書

No. 1030

一般社団法人愛知県腎臓病協議会 様

一金 100,000 円也

ただし、平成 28 年熊本地震災害義援金として

上記領収致しました。

平成 28 年 6 月 16 日

日本赤十字社愛知県支部 支部長

神田 真



この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく寄付金並びに、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄付金に該当します。

(備考) 寄附金控除を受けるための確定申告に際しては、この領収書が必要になりますので、大切に保管して下さい。